

日米修好通商条約議定書(和文)

(安政五年六月十九日 = 1858 年 7 月 29 日調印、万延元年四月三日 = 1860 年 5 月 22 日
批准書交換)

[出典] 書名「ハリス」人物叢書 著者名 坂田精一 出版社 (株) 吉川弘文館

帝国大日本大君と、亜墨利加合衆国大統領と、親睦の意を堅くし、且永續せしめんために、両国の人民貿易を通ずる事を処置し、其交際の厚からん事を欲するがために、懇親及び貿易の条約を取結ぶ事を決し、日本大君は、其事を井上信濃守岩瀬肥後守に命じ、合衆国大統領は、日本に差越たる亜墨利加合衆国のコンシュル = ゼネラル = トウンセント = ハリスに命じ、双方委任の書を照応して、下文の条々を合議決定す。

第一条

向後日本大君と亜墨利加合衆國と、世々親睦なるべし。日本政府は華盛頓に居留する政事に預る役人を任じ、又合衆國の各港の内に居留する諸取締の役人、及び貿易を処置する役人を任ずべし。其政事に預る役人及び頭立たる取締の役人は、合衆国に到着の日より、其国の部内を旅行すべし。合衆国の大統領は、江戸に居留するチプロマチーキ = アгентを任じ、又此約書に載る亜墨利加人民貿易の爲に開きたる、日本の各港の内に居留するコンシュル又はコンシュラル = アгент等を任すべし。其日本に居留するチプロマチーキ = アгент並にコンシュル、ゼネラルは職務を行う時より日本国の部内を旅行する免許あるべし。

第二条

日本国と欧羅巴中の或る国との間に、もし障り起る時は、日本政府の囑に応じ、合衆国の大統領、和親の媒となりて扱ふべし。

合衆国の軍艦、大洋にて行遇いたる日本船へ、公平なる友睦の取計あるべし。且亜墨利加コンシュルの居留する港に、日本船の入る事あらば、其各国の規定によりて友睦の取計あるべし。

第三条

下田・箱館の港の外、次にいふ所の場所を、左の期限より開くべし。

神奈川 午三月より凡十五ヶ月の後より。 西洋紀元千八百五十九年七月四日。

長崎 同断

新潟 同斷 凡そ二十ヶ月の後より。西洋紀元千八百六十年一月一日。

兵庫 同斷 凡そ五十六ヶ月後より。西洋紀元千八百六十三年一月一日。

若し新潟港を開き難き事あらは、其代りとして、同所前後に於て、一港を別に撰ぶべし。

神奈川港を開く後六ヶ月にして、下田港は鎖すべし。此箇条の内に載たる各地は亜墨利加人に居留を許すべし。居留の者、一箇の地を、価を出して借り、又其所に建物あれば、是を買ふ事妨なく、且住宅・倉庫を建る事をも許すべしといえども、是をを建るに託して、要害の場所を取建る事は、決して為さらずべし。此掟を堅くせんために、其建物を新築・改造・修補など事あらん時には、日本役人是を見分する事当然たるべし。亜墨利加人建物のために借り得る一箇の場所並に港々の定則は、各港の役人と亜墨利加人コンシルと議定すべし。若し議定し難き時は、其事件を日本政府と亜墨利加人プロマチーキ＝エージェントに示して、処置せしむべし。

其居留場の周圍に、門牆を設けず、出入自在にすべし。

江戸 午三月より凡四十四ヶ月の後より。

千八百六十二年一月一日。

大阪 同斷、凡五十六ヶ月の後より。

千八百六十三年一月一日。

右二ヶ所は、亜墨利加人、唯商売を爲す間にのみ、逗留する事を得べし。此両所の町に於て、亜墨利加人建家を価を以て借るべき相当なる一区の場所、並に散歩すべき規定は、追て日本役人と亜墨利加人のプロマチーキ、エージェントと談判すべし。双方の国人品物を売買する事、総て障なく其払方等に付ては、日本役人是に立合はず、諸日本人亜墨利加人より得たる品を売買し、或は所持する、俱に妨なし。軍用の諸物は、日本役所の外へ売るべからず。尤外国人互の取引は、差構ある事なし。此箇条は、条約本書取替せ済の上は、日本国内へ触れ渡すべし。米並に麦は、日本逗留の亜墨利加人並に船々に乗組たる者、及び船中旅客食料の爲の用意は与ふとも、積荷として輸出する事を許さず。日本産する所の銅余分あれば、日本役所にて、其時々公けの入札を以て払ひ渡すべし。在留の亜墨利加人、日本の賤民を雇ひ、且諸用事に充る事を許すべし。

第四条

総て国地に輸入輸出の品々、別冊の通り、日本役所へ、運上を納むべし。

日本の運上所にて、荷主申立ての価を、奸ありと察する時は、運上役より相当の価を付け、其荷物を買入る事を談すべし。荷主若し是を否む時は、運上所より付たる価に従て、運上を納むべし。承允する時は、其価を以て、直に買上べし。

合衆国海軍用意の品、神奈川・長崎・箱館の内に陸揚し、庫内に蔵めて亜墨利加番人守護するものは、運上の沙汰に及ばず。若し其品を売り払う時は、買入る人より規定の運上を日本役所に納むべし。阿片の輸入嚴禁たり。もし若し亜墨利加商船三斤以上を持渡らば、其過量の品は日本役人是を取上ぐべし。輸入の荷物定例の運上納済の上は、日本人より国中に輸送すとも、別に運上を取立る事なし。亜墨利加人輸入する荷物は、此條約に定めたるより、餘分の運上を納る事なく、又日本船及び他國の

商船にて、外國より輸入せる同じ荷物の運上高と同様たるべし。

第五条

外國の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量を以て通用すへし、（金は金、銀は銀と、量目を以て、比較するを云う）。双方の国人、互に物価を償ふに、日本と外国との貨幣を用いる妨なし。

日本人外國の貨幣に慣はざれば、開港の後凡一ケ年の間、各港の役所より、日本の貨幣を以て、亜墨利加人願次第引換渡すべし。向後鑄替のため、分割を出すに及ばず。日本諸貨幣は（銅錢を除く）輸出する事を得、並に外國の金銀は、貨幣に鑄るも鑄ざるも、輸出すべし。

第六条

日本人に対し、法を犯せる亜墨利加人は亜墨利加コンシユル裁断所にて吟味の上、亜墨利加の法度を以て罰すべし。亜墨利加人へ対し、法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すべし。日本奉行所・亜墨利加人コンシユル裁断所は、双方商人連債等の事をも、公けに取扱ふべし。都て条約中の規定、並に別冊に記せる所の法則を犯すに於ては、コンシユルへ申達し、取上品並に過料は、日本役人へ渡すべし。両国のの役人は、双方商民取引の事に付て、差構ふ事なし。

第七条

日本開港の場所に於て、亜墨利加人遊歩の規程、左の如し。

神奈川 六郷川筋を限として、其他は、各方へ凡十里。

箱館 各方へ凡十里。

兵庫 京都を距る事十里の地へは、亜墨利加人立入さる筈に付き、其方角を除き各方へ十里、且兵庫に來る船々の乗組人は、猪名川より海灣迄の川筋を越ゆべからず。

都て里數は、各港の奉行所又は御用所より、陸路の程度なり（一里は亜墨利加の四千二百七十五ヤルド日本の凡三十三町四十八間一尺二寸五分に当たる）

長崎 其周囲にある御料所を限りとす。

新潟は、治定の上、境界を定むべし。

亜墨利加人重立たる悪事ありて、裁断を受け、又は不身持にて、再び裁許に處せられし者は、居留の場所より、一里外に出るべからず。其者等は、日本奉行所より国地退去の儀を、其地在留の亜墨利加コンシユルに達すべし。

其者ども諸引合等、奉行所並にコンシユル糺濟の上、退去の期限猶予の儀は、コンシユルより申立に依て相協ふべし。尤其期限は、決して一ケ年を越ゆべからず。

第八条

日本に在る亜墨利加人、自ら其国の宗法を念じ、礼拝堂を居留場の内に置も障りなく、並に其建物を破壊し亜墨利加人宗法を自ら念するを妨る事なし、亜墨利加人、日本人の堂宮を毀傷する事なく、又決して日本神佛の礼拝を妨げ、神体・仏像を毀る事あるべからず。

双方の人民、互に宗旨に付ての総論あるべからず。日本長崎役所に於て踏絵の仕来は既に廢せり。

第九条

亜墨利加コンシユルの願に依て、都て出奔人並に裁許の場より逃去し者を召捕、又はコンシユル捕へ置たる罪人を、獄に繋く事叶うべし。且陸地並に船中に在る亜墨利加人に、不法を戒め、規則を遵守せしむるかために、コンシユル申立次第、助力すへし。右等の諸入費並に願に依て、日本の獄に繋きたる者の雜費は、都て亜墨利加コンシユルより償ふべし。

第十条

日本政府、合衆国より、軍艦・蒸氣船・商船鯨漁船・大砲・軍用器並に兵器の類、其他要需の諸物を買入れ、又は製作を誂へ、或は其国の学者・海陸軍法の士・諸科の職人並に船夫を雇ふ事、意のままたるべし。

都て日本政府注文の諸物品は、合衆国より輸送し、雇入る亜墨利加人は、差支なく、本国より差送るべし。合衆国親友の国と、日本国万一戦争ある間は、軍中制禁の品々、合衆国より輸出せず、且武事を扱ふ人々は、差送らざるべし。

第十一条

此条約に添たる商法の別冊は、本書同様双方の臣民互に遵守すべし。

第十二条

安政元年寅三月三日（即千八百五十四年三月三十一日）神奈川に於て取替したる条約の中、此条々に齟齬せる廉は、取用ひず。同四年巳五月二十六日（即千八百五十七年六月十七日）下田に於て取替したる約書は、此条約中に盡せるに依て取捨べし。

日本貴官又は委任の役人と、日本に来れる合衆国のチプロマチーキ＝アゲントと、此条約の規則並に別冊の条を全備せしむるために要すへき所の規律等、談判を遂ぐべし。

第十三条

今より凡百七十一ヶ月の後（即千八百七十二年七月四日に当る）双方政府の存意を以て、両国の内より一ヶ年前に通達し、此条約並に神奈川条約の内存し置く箇條、及び此書に添たる別冊ともに、雙方委任の役人実験の上、談判を尽くし、補ひ或は改る事を得べし。

第十四条

右條約の趣は、來る未年六月五日（即千八百五十九年七月四日）より執行ふべし。此日限或は其以前にても、都合次第に、日本政府より使節を以て、亜墨利加華盛頓府に於て、本書を取替すべし。若し余儀なき子細ありて、此期限中本書取替し濟すとも、條約の趣は、此期限より執行ふべし。

本條約は、日本よりは、大君の御名と奥印を署し、高官の者名を記し、印を調して証とし合衆国よりは、大統領自ら名を記し、セクレタリス＝ファン＝スタートと共に自ら名を記し、合衆國の印を鈐して、証とすべし。尤日本語・英語・蘭語にて、本書写しともに四通を書し、其譯文、は何れも同義なりといえども、蘭語訳文を以て証拠となすべし。此取極のため、安政五年午六月十九日（即千八百五十八年亜墨利加合衆国独立の八十三年七月二十九日）江戸府に於て、前に載たる両国の役人等名を記し、調印するもの也。

井上信濃守（花押）

岩瀬肥後守（花押）

日米修好通商条約の解説（不平等条約説は誤りです）

安政の日米条約はアメリカ側、すなわちハリスが治外法権（領事裁判）を日本に強制し、また日本の関税自主権を犯した不平等条約は、国辱的条約であるということが、長い間歴史研究家の通説となってきました。しかし、不平等条約なる言葉は、もともと安政条約に関する歴史研究家の実証的研究から生まれたものではありません。明治の初年、新政府の指導者たちが、「旧物破壊・百事改革」の理念から諸般の革新に着手し、その一翼としての条約改正の運動にのりだした時から初めて使われたもので、それまでには誰もこの条約をそんなふうには言っていませんでした。つまり不平等に限らず一般的に鼓吹して日本の国際的地位を急激に高めようとした。当時は為政者の政策的な意図からでたものであります。

外国人が日本で日本の国内法を犯した場合には、日本の法律と裁判によらないで、相手国の法律と責任者によって処罰するという規定は、今日から見たら日本の主権を犯すものとして到底容認できませんが、徳川幕府が日本の政府であった時代には、いわゆる家康依頼の祖法すなわち憲法というべきものだったのです。

当時の日本の祖法は徳川幕府が人民を統治する必要とした法律であって、外国人は対象からはずされていました。もし、外国人が日本で法を犯すようなことがあった場合には日本の法律で罰せず外国の法律で罰することを祖法として定めていました。

（出典：書名「ハリス」 著者名 坂田精一 出版社名（株）吉川弘文館）

また、安政の日米条約では、徳川政権は自国の都合で関税率を一方的に変更できず、関税率を改定する場合には貿易相手国との協議が必要であるという「協定関税率」を受け入れました。

日本は自主的に輸入税を 20%（一般の財 20%、酒類 35%、日本に居住する外国人の生活必需品 5%）、輸出税を 5%と決定しており、一般の財に対して 20%という関税率は、アヘン戦争によって強制された清国の 5%、インドの 2.5%よりもはるかに高く、保護関税政策を採用していたアメリカの 40%には及ばないものの、当時の列強諸国が互いに貿易する際に課していたのと同等の水準でした。

その後、尊攘派のテロ活動、薩摩の生麦事件、長州の下関戦争などによって、列強の介入を招き、幕府は長州藩外国船砲撃事件の賠償金 300 万ドルの支払いや尊攘派の兵庫開港反対によって、関税引き下げ交渉を余儀なくされ、せっかく勝ち取った従価税方式で 20%の関税を放棄させられ、慶応 2 年（1866 年）5 月 13 日、輸入税も輸出税もすべて一律に従量税方式で 5%という改税約書（江戸協約）の調印を強いられました。日米修好通商条約の貿易章程にあった、日本側が望めば関税率を改訂しなければならないという条件も削られてしまいました。この結果、関税自主権を喪失し、低関税率で固定されるという敗戦国に課せられる屈辱的な不平等条約となりました。（出典：フリー百科事典ウィキペディア）

関税自主権の喪失による明治日本の苦役は、長州や薩摩の攘夷党の責任であり、安政の条約とは直接関係はないことが明確です。